大連藍艦科技有限公司	九十五・二％
大連精芸炭素有限公司	九十五・二％
吉林市松江炭素進出口有限公司	九十五・二％
北京国鋼国際貿易有限公司	九十五・二％
河南高碩新材料科技有限公司	九十五・二％
南宮市聚純炭素有限公司	九十五・二％
山西西姆東海炭素材料有限公司	九十五・二％
松江市吉林炭素有限責任公司	九十五・二％
撫順市東方碳素有限公司	九十五・一％
興和県木子炭素有限責任公司	九十五・一％
眉山士達新材料有限公司	九十五・一％
遼寧丹炭新材料有限公司	九十五・一％
その他の者	九十五・一％

○厚生労働省告示第百九十二号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第二十九条の二第一号の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習（平成二十七年厚生労働省告示第三百九十二号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年七月二日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
2　派遣元責任者講習は、次の表に掲げる講習機関が行う派遣労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習とする。	2　派遣元責任者講習は、次の表に掲げる講習機関が行う派遣労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習とする。

名称	所在地
（略）	（略）

名称	所在地
（略）	（略）

株式会社アプエンテ	東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十六番三号西武新宿駅前ビル八階
合同会社あおぞら労務研究所	滋賀県大津市馬場三丁目十五番五号

株式会社アプエンテ	東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十六番三号西武新宿駅前ビル八階
（新設）	（新設）

○農林水産省告示第千五十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和七年七月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（別紙２―15　まさば及びごまさば太平洋系群） 第１～第４　（略） 第５　大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の１から４までに定めるとおりとする。 １　まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分） (1)　（略） (2)　漁獲量の管理の手法等 当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。 ①～⑤　（略） ⑥　年次漁獲割当量を設定する日 毎管理年度の10月15日まで（第６の４の国の留保からの配分による漁獲可能量の変更に伴う年次漁獲割当量の追加設定を行う場合にあっては、当該変更後速やかに追加設定を行う。） 第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 １　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1)・(2)　（略）	（別紙２―15　まさば及びごまさば太平洋系群） 第１～第４　（略） 第５　大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の１から４までに定めるとおりとする。 １　まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分） (1)　（略） (2)　漁獲量の管理の手法等 当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。 ①～⑤　（略） ⑥　年次漁獲割当量を設定する日 毎管理年度の10月15日まで 第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等 １　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (1)・(2)　（略）